



団友協同組合 (会報)

2019年 7月16日発行

〒359-0023 埼玉県所沢市東所沢和田3-22-9 2F
TEL: 04-2968-3198 FAX: 04-2968-3248

●連絡事項

●携帯電話等の契約に要注意

最近、技能実習生の中で、3年又は5年満期の帰国時に一人で複数台の携帯電話を分割払いでの契約し、母国に持つて帰る例が多く発生しています。本人が帰国後、携帯電話会社又は弁護士から督促状が届き発覚しております。実習生の皆さんにお願いがあります。分割で携帯電話等を購入した場合は支払いを完済しなければなりません。万が一、未払いが発生した場合は、日本への再入国ビザに影響を及ぼすことになります。

●随時3級試験について

2017年11月1日から外国人技能実習制度が変更になり、3年目の技能実習生が満期帰国前に該当職種の随時3級の試験を受けることが必須となつております。随時3級の試験に合格した技能実習生は、技能実習3号への延長が可能になります。受け入れ企業様については、技能実習3号の受け入れが可能になります。また、逆に合格者が少なければ、技能実習3号の受け入

れが出来ない場合もありますので、試験前の練習と教育を十分に行って頂けますようお願い申しあげます。

●外国人技能実習機構の巡回について

最近、技能実習生を受け入れている企業様へ外国人技能実習機構が巡回指導監査を行っています。外国人技能実習回時には、受け入れ企業様の帳簿書類関係と技能実習生との面談が応じられます。もし何か帳簿書類に不備があつた場合、改善指導勧告書が送られ、改善期日までに指摘された内容を改善します。外人技能実習機構の巡回には、受け入れ企業様の帳簿書類に不備があつた場合、改善報告書を提出しなければなりません。万が一、改善期日までに改善しない場合は、受け入れ企業様が不正行為となり、現在、受け入れている実習生が全員途中帰国する場合があります。その為、技能実習生を受け入れている企業様は、常に帳簿書類を作成して頂きますようお願い致します。

●実習生同士の喧嘩について

技能実習生同士の喧嘩による傷害事件が増えてきています。先日、弊組合の技能実習生同

士が喧嘩になり、手腕に怪我をして病院に行く事例がありました。皆さん、母国の家族から離れて、同じ会社、同じ寮で暮らしています。だからこそ実習生同士が日々助け合いながら共同生活を送つて頂ければと思います。

●寮について

最近、不審者(日本人)が実習生の寮に入り、実習生の現金を取るという事件が発生しています。実際に弊組合の実習生が被害に遭いました。実習生の寮に知らない不審者(日本人)が電気代を確認したいとの理由で寮に入り、現金2万円を取られました。その一時間後にも同じ会社の別の寮に行き、同じ手口で寮の中に入ったそうですが、幸い実習生の私物等がなくなつたことはなかつたそうです。

※各実習生の皆さんへお願い

会社・組合の担当者・友人・知人以外の知らない人が訪ねてきましたら、絶対に寮に入れないと下さい。

●まもなく盆休み(夏季休暇)になります。そこで、実習生にお盆休みをかけて頂ければと思います。休暇中に遠方は、前もつて会社の担当者に行先・外泊する日程を伝えて下さい。

●お盆休業について

●弊組合は左記の日程でお盆休業とさせて頂きます。
8月10日(土)～15日(木)
尚、休業内に実習生の件で何かありましたら、担当者までご連絡をお願いします。

●弊組合は今年になつて3名の社員が入社しています。

4月22日入社
高木 裕士(タカギ ユウジ)
宮原 里枝(ミヤハラ リエ)
5月21日入社
鈴木 フイフザ(スズキ フイフザ)

今後とも皆様の温かいご指導をいただけますようお願い申し上げます。

●事務局員紹介